**○内閣府告示第二十四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　世界農業遺産「能登の里山里海」活性化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第二十五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　金属加工技術の高度化研究プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第二十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小松市

二　地域再生計画の名称　「九谷焼の明日を拓くプロジェクト」～九谷を支える、ものづくり・ひとづくり～

三　地域再生計画の区域の範囲　小松市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第二十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県

二　地域再生計画の名称　やまなし「水」ブランド戦略推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第二十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　中津川市

二　地域再生計画の名称　若者の地元定着推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　中津川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第二十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　中津川市

二　地域再生計画の名称　外国人観光促進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　中津川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第三十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　藤枝市

二　地域再生計画の名称　女性が輝く起業・創業支援事業

三　地域再生計画の区域の範囲　藤枝市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第三十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県

二　地域再生計画の名称　奨学金の返還支援による若者の県内定着促進

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県の区域の一部（三重県規則第六十八号「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則」で指定する地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第三十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県

二　地域再生計画の名称　「滋賀体感」首都圏プロモーション事業

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

**○内閣府告示第三十三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高島市

二　地域再生計画の名称　地域ぐるみの人材育成プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　高島市の全域